

## □ 坂総合病院登録医会に関する規程

### 1 目的

この規程は、坂総合病院登録医（以下、登録医という）が、登録医相互および坂総合病院（以下、病院という）職員との情報交換や共同診療、施設・設備の共同利用や開放型病床の運営を円滑に行い、地域医療連携が効果的かつ安全に行われる体制を確立することを目的とする。

### 2 運営体制

構成員	本会は、坂総合病院の登録医を以って構成する。
委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1の目的を達成するために、本会に委員会（登録医委員会）を設置する。</li> <li>② 委員会は登録医の互選によって選出された代表数名ならびに病院より選出された病院代表2名を以って組織する。</li> <li>③ 委員会の互選により、委員長1名を選出する。</li> <li>④ 委員会は、年1回程度の総会を開催し、委員長が招集する。</li> </ul>
事務局	委員会の事務および登録医会の連絡調整を行うために、病院地域医療連携室に本会事務局を設置し、地域医療連携室長が掌理する。
その他	その他必要な事項は、委員会で協議し、坂総合病院地域医療支援委員会に諮る。